

採用活動効率化支援補助金

県内中小企業等の人材確保、本県への若者の就職・定着の促進のため、採用活動の効率化を支援します。

【対象経費】

採用選考、採用広報などの
採用活動の効率化に要した経費



【補助率】
2分の1



【補助金額】
最大10万円

【募集期間】

令和7年8月25日（月）
～令和8年2月10日（火）

補助金の詳細は裏面を
ご覧ください



●対象企業

○以下のいずれにも該当する中小企業者等（※1）が対象です。

- 山口県内に本社又は主たる事業所を置いていること
- 令和8年4月以降の3年間に新規大卒者等（※2）の採用を1名以上計画していること
- やまぐちジョブナビに登録し、求人情報を掲載していること
- 県税を滞納していないこと
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体でないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと
- 当該事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと

※1 中小企業者等とは、以下のいずれかに該当するものを言います。

- 中小企業基本法第2条に定める中小企業者
- 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち知事が認める者
- 中小企業団体等の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体
- 上記に当てはまらない企業・団体のうち以下の認定を受けている者
 - ・やまぐち”とも×いく”応援企業
 - ・誰もが活躍できるやまぐちの企業
 - ・子育てサポート企業（くるみん・プラチナくるみん）
 - ・ユースエール認定企業

※2 新規大卒者等とは、大学等（大学、大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校をいう。）の新規卒業者及び大学等を卒業後3年以内の者を言います。

●補助対象経費

○採用活動に係る以下の経費が対象となります。

区分	具体例
採用活動に係る情報管理の効率化に資する経費	採用管理ツールの導入経費 採用データの分析ツールの導入費用 等
採用選考の効率化に資する経費	エントリーシート選考へのAIツールの導入費用 等
採用広報の効率化に資する経費	採用活動のためのSNSアカウントの運用経費 Web広告等の出稿経費（ナビサイトへの掲載料除く） 等

○上記に関わらず、次の事業は交付の対象外となります。

- ・申請書の提出時において既に着手されている事業
- ・同一の年度において既に補助金の交付の決定を受けた者が行う事業
- ・他の補助金等の交付を受けて行われる事業

○対象経費として認められるか等、ご不明な点は事前にご相談ください。

●申請書類

○下記書類が必要となります。1～3については県のホームページからダウンロードしてください。

1. 交付申請書
2. 事業計画書
3. 誓約書
4. 県税事務所長が交付する納税証明書
5. 対象経費に係る見積書の写し
6. 会社案内又は会社概要（資本金及び従業員数がわかるもの）

●申請の流れ



●申請・問合せ先

山口県産業労働部労働政策課 TEL 083-933-3254

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/315774.html>



電子申請はこちら→

